

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（全面マスク着用を不要とするエリア内のマスク着用基準の変更）に係る面談
2. 日時：令和3年6月24日（木）16時00分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

大辻室長補佐、高松専門職、横山係長、久川審査係

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 原子力規制庁は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対して、令和2年12月7日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請（全面マスク着用を不要とするエリア内のマスク着用基準の変更）（以下「本申請」という。）に関して、以下を伝えた。
  - これまでの面談で確認した内容を検討した結果、本申請の記載内容については、東京電力の保安活動の中で運用の範囲内で対応することが適切な内容であると判断した。事故後10年が経過し、本件と同様に、実施計画に記載すべき内容かどうか見直しを行うことを検討しており、今後東京電力とも議論したいと考えている。
  - そのため、本申請については、実施計画の変更認可における審査の対象としないこととした。
  - 本申請における変更内容については、別途東京電力において管理している運用マニュアルなどに定めた上で適切に運用することとし、実施計画の記載については、当該運用の考え方を記載するよう適正化を実施すること。
- 東京電力は上記説明について承諾し、後日、本申請の取下げを行うこととした。また、実施計画における記載の適正化については、他の申請案件の中で別途実施することとした。

#### 6. その他

資料：なし

以上